

ボスニア⁽¹⁾ 悲劇

孫 占 坤

はじめに

第1章 ボスニア問題の発生

第2章 ユーゴ和平交渉

第1節 キャリントン＝クティリエロ案

第2節 ヴァンス＝オーエン案

第3節 オーエン＝シュトルテンベルク案

第4節 デイトン合意

おわり

はじめに

1989年以降、旧ソ連、旧ユーゴスラビア（Yugoslavia、以下「ユーゴ」と略す）の崩壊に伴う新国家の誕生、チェコスロバキアのチェコとスロバキアへの分裂、エリトリアのエチオピアからの独立等で、国連への新加盟国の数は、「雨後の竹の子」のように増え、その増加ぶりだけは非植民地化運動が高揚した1960年代に匹敵するかのようにはさえない。他方、こうした新国家誕生ラッシュは、多くの戦争、戦闘状態を引き起こし、それが冷戦後の地域紛争のかなりの部分を占めていることもまた厳然たる事実であろう。こうした暴力的側面に着目し、自決権はもはや被抑圧民族を解放するかつてのような輝きを失い、「パンドラの箱」に転じた⁽²⁾とか、今日の状況は「自決権の病理化」現象だと診断する等⁽³⁾、自決権への悲観的評価が目立っている。

そもそも、我々は国際人権規約、友好関係宣言等を通じて、植民地に限らず「すべての」人民が自決権を有するという、「非植民地化後」の自決権の更なる発展の基本原則を確認することができるものの、その場合の権利の内容、実施の方法等は必ずしもはっきりしていない。即ち、自決権は

我々にその原点、枠組を示したものの、現実社会のあらゆる状態、とりわけ、「非植民地化後」の場合に対して具体的処方箋を提示したわけではないのである。

こうした理論的空白と近年における現実的紛争に関わる自決権への評価を念頭に、ユーゴ紛争の重要な一部分をなすボスニア問題への国際的対応、とりわけ、同問題をめぐる EC・EU、国連及び米等大国の対応の検討を通じて、「非植民地化後」の自決権の意義を考えるのが、本稿の目的である。

ユーゴ問題全体が発生した政治的、経済的、更に宗教的背景、紛争発生以降、EC・EU、国連をはじめとする国際社会の多分野に渡る関与の全貌については、これまで既に多くの著述で紹介されているので⁽⁴⁾、本稿はそれらへの言及を最小限に止めたい。したがって、本稿は以下、第1章でボスニア問題の発生について説明する。その上で、第2章において、1992年春から1995年12月にかけて、EC、後には EC と国連が共催したユーゴ和平会議（International Conference on the Former Yugoslavia）、更にその後大国のイニシアティブで行われた和平交渉の中で現れてきた幾つかの和平案を検討する。そして、「おわり」ではユーゴ和平交渉活動が「非植民地化後」の自決権を考える上で投げかけた問題と意義について指摘したい。

第1章 ボスニア問題の発生

1980年代後半から始まったソ連のペレストロイカ政策は、同国に潜伏する複雑な民族問題を火山のように活発化させ、それは1989年の東欧の

激変、1991年8月の保守派によるクーデター未遂事件を経て、バルト3国の独立をはじめ、全ての共和国の独立とソ連の解体をもたらした⁽⁶⁾。

こうした民族独立の炎は、やがて多民族国家であるユーゴにも及んだ。1991年6月25日に、ユーゴのスロベニアとクロアチア両共和国からまず独立の声が上がった⁽⁶⁾。バルカン地域情勢の混乱が欧州全体の安定に影響するとみて、ECが積極的な斡旋活動を行い、その結果、両共和国の独立を3ヶ月間凍結するという妥結を成立させたが、同年10月以降、独立を求める共和国側とそれを阻止するユーゴ連邦側は実質上内戦状態に入っていた。この内戦の悪化に伴い、ECは次第にユーゴ連邦政府を批判する立場に転じ、1991年12月17日に、「『東ヨーロッパとソビエト連邦における新国家の承認のガイドライン』に関する宣言」を発表して、旧ソ連から独立した諸国と共に、ユーゴ諸共和国の独立承認に関する基本方針を示した⁽⁷⁾。このガイドライン宣言の発表を受けて、1992年1月15日に、ECとその加盟国はスロベニアとクロアチアの独立承認に踏み切ったのである⁽⁸⁾。

ボスニア問題はこうした状況の下で発生し、その後の国際社会を何年間も揺るがすこととなった。すなわち、ボスニアでの情勢は、スロベニアとクロアチアの独立に刺激され、1991年10月中旬のボスニア議会での独立メモランダム採択をきっかけに、同年末から翌年の始め頃にかけて、事態が急速に展開していく⁽⁹⁾。これに対して、ユーゴの崩壊から生じた一連の問題を処理するため設立されたECの「仲裁委員会」は、1992年1月11日に、ボスニアの独立承認に関する「意見」の中で、将来同国でセルビア系住民を含んだ差別のない住民投票の結果によっては、再考の余地があるという条件で、当面、独立に関して主権独立国家としての「ボスニア人民」の意思が充分確立されたとはいえないとして、同共和国の独立に否定的な見解を示した⁽¹⁰⁾。

そこで、ECの助言⁽¹¹⁾と「仲裁委員会」の「意見」を受けて、3月1日に、ボスニアは独立を問うための住民投票を行い、セルビア系住民がボイコッ

トする中で99パーセントという圧倒的多数で独立賛成の結果が示された⁽¹²⁾。

こうした動きを受けて、4月7日にECと米国はそれぞれボスニア承認の宣言と声明を発表した⁽¹³⁾。続いて、5月8日にボスニアは国連加盟申請を行い⁽¹⁴⁾、5月20日に安保理でボスニアの加盟承認決議が全会一致で採択され⁽¹⁵⁾、同29日に総会でスロベニア、クロアチアと共に同国の国連加盟が認められ⁽¹⁶⁾、正式に国際社会の一員となった。

しかし、上述したように、ボスニア領内にいるセルビア系住民は同共和国のユーゴ連邦からの分離独立に最初から強く反発していた。そのため1991年11月10日に、彼らはセルビア共和国との「共通のユーゴスラビア国」を樹立するための住民投票を行い、12月21日に自らが作る「セルビア人議会」で同旨の決議を採択した。更に、1992年1月9日に同議会で「ボスニア=ヘルツェゴヴィナ・セルビア人共和国」の独立を宣言した⁽¹⁷⁾。

他方、ボスニアが独立を宣言した当時、ユーゴ連邦政府軍がまだ同共和国内に駐留していたので、こうした連邦政府軍の支持を受けたともいわれるセルビア系住民とムスリム、クロアチア系住民との対立がエスカレート化し、多くの死傷者や難民が出るようになった。こうして、1992年5月、即ち、同国の国連加盟が国連で議論された頃からボスニア問題は大きくクローズアップされ、その後数年間に渡ってユーゴ問題の中核部分を占めるようになったのである。

こうした中で、国連安保理は1992年5月15日にボスニアへの外国からの干渉の停止と同国への人道援助を求める決議752の採択をはじめ、5月29日の加盟承認を経て、6月以降、決議758、761、762等一連の決議を採択することによって、国連保護軍(UNPROFOR)の派遣、人道援助等、ボスニア問題に深く関わるようになった。既に述べたように、本稿はこうした多方面に渡る国際社会の関与から、筆者の問題関心、即ち、非植民地化後の自決権との関係で、ボスニアの憲政構造をめぐるこの数年間の外交交渉に絞って検討

する。

第2章 ユーゴ和平交渉

1991年6月25日のスロベニアとクロアチア両共和国の独立宣言から1995年12月のデイトン和平合意まで、ボスニアという国家の在り方をめぐって、主に四つの和平案が提示された。即ち、キャリントン=クティリエロ案、ヴァンス=オーエン案、オーエン=シュトルテンベルク案、そして、デイトン合意である。これらの案はドラマに喩えると、異なる時期に複数の脚本家が手を加えたため、ストーリーがどんどん複雑になり、20世紀末の国際社会で『『ギリシア悲劇』のボスニア版』を演出したかのように思われる。

第1節 キャリントン=クティリエロ案

ユーゴ問題に対する国際社会の関心は最初 EC から発せられた。それに関する EC の公式の声明は、1991年5月、即ち諸共和国の独立宣言が行われる直前に溯ることができる⁽¹⁸⁾。この時期、EC にとっては「1つのユーゴ」の存続が大前提だったので、一連の声明、宣言はユーゴ事態に対する憂慮の表明に止まっていた⁽¹⁹⁾。

しかし、事態の深刻化に従って、EC の対応も単なる声明、決議から具体的な外交活動に移り、その最も重要な場が「ユーゴ和平会議」であった。これは1991年8月27日の EC 理事会会議でその開催が決定されたもので、9月7日に早速最初の和平会議が開催され、英国の元外務大臣であるキャリントン卿 (Lord Carrington) を和平会議の議長として選出した⁽²⁰⁾。この EC 和平会議の成果は強いていえば、ボスニアが内戦に突入する直前に出来た「キャリントン=クティリエロ案 (the Carrington-Cutiliero plan)」だったといえよう。

これは、ボスニアの内戦が勃発する前の1992年2月中旬に、EC の議長だったポルトガルのクティリエロ大使 (Jose Cutiliero) が交渉の叩き台として用意した、「ボスニア・ヘルツェゴヴィナの新しい憲政的取決めの原則に関する声明」⁽²¹⁾に基づいたもので、当時 EC ユーゴ和平会議の議長

がキャリントンだったことから、後に「キャリントン=クティリエロ案」と呼ばれるようになった。この「声明」に基づき、92年2月から3月中旬にかけて EC のイニシアティブでボスニアのムスリム人を主体とする中央政府とセルビア人勢力、クロアチア人勢力との間で一連の交渉が行われ、3月18日に第15回目の会談でようやく一応の合意が達成できた⁽²²⁾。この「キャリントン=クティリエロ合意」は元の提案を基本的に踏襲したものであるから、以下、「合意」の内容を中心に簡単にみていく。

ボスニアを、民族をベースに、経済的、地理的及び他の要素をも考慮した上で形成する3つの構成単位 (constituent units) からなる1つの独立国家とする。民族間の平等を実現するため、議会は直接選挙で選ばれる国民議会と3つの構成単位から同数の代表を出す民族議会という二院で構成される。更に、公共サービスや司法制度等他の国家の基本的組織構成においても民族間の衡平を反映する。

中央政府は、外交、防衛、金融財政、貿易等の権限を有する。これに対して、各構成単位はこうした大前提の下で、自らの単位内において、公共サービス、経済政策、文教政策等を決定する諸権限を有する。又、ボスニア全体の独立と領土保全に相反しない限り、各構成単位は隣国又は国際組織と一定の関係を保つこともできる。構成単位と中央政府間の権限関係をめぐる諸問題を解決するため、5年以内に各構成単位とボスニアの隣国からのメンバーで構成する仲裁裁判所を設置する。

既に記したように、「合意」は元の提案をほぼ継承したのだが、3つの構成単位の領域について、提案では場合によって1つの単位を散在する複数の部分から構成することが可能としていたが、「合意」ではこの点は削られている。こうした修正と「合意」の本文、さらにこの時期のユーゴをめぐる国内、国際環境を総合して、キャリントン=クティリエロ合意の特徴を以下のように指摘することが可能である。

即ち、第1に、「合意」はボスニアの統一と領土保全の擁護を基本的前提とし、その上で、分離

側の要求にも配慮しようとしている。第2に、分離に対する配慮の方法として、民族を基礎に3つの「構成単位」を樹立することが示すように、基本的には民族を超える或いは多民族を含む「地域共同体」より、むしろ「民族共同体」の側面を重視した。第3に、従って、民族間の平等を保障する方法も、「三地域間」ではなく、民族議会、司法制度等国家組織の構成における「民族間の衡平」原則を重視し、それを通じて、最終的には分離独立の要求を沈静化しようという試みである。

このように、キャリントン=クティリエロ案は、一見対立する中央政府と分離独立を求める側のどちらにも配慮したように見えるが、実は大変危険な要素を孕んでいる。というのは、多民族の混在がボスニアの特徴であるので、「民族」に基づく三「構成単位」を単なる事実としてではなく、3つの権力体系として樹立する場合、その民族としての「領域性」が求められる程、他民族の排除を生じかねないからである。

提案は1992年3月18日に一旦合意したが、ボスニアの一体性に固執する中央政府側が米国の支援を期待して署名を撤回した⁽²³⁾ため、三者間はいつ内戦に突入し、「ボスニア悲劇」の幕開けを迎えた。

第2節 ヴァンス=オーエン案

第1章で触れたように、1992年5月以降、国連は平和維持軍の派遣をはじめ、人道援助等多方面でボスニア問題に深くコミットするようになり、ボスニアの在り方についても、積極的に関与することとなった。こうした中で、国連、EC等国際社会全体の力を結集して、ユーゴ問題の大きな進展を図るため、1992年8月26、27日に、国連とECの共催によるユーゴ国際和平会議がロンドンで行われた。

この会議の結果、EC和平会議議長だったオーエン卿(Lord David Owen)と、ユーゴ問題で国連事務総長特使として活躍していた元米國務長官ヴァンス(Cyrus Vance)が新たに共同議長として選出されたほか、日常的事務を担当する高級運

営委員会(High-level Steering Committee)と「ボスニア」、「人道」、「少数民族」、「国家承継」、「経済」、「信頼醸成措置」等を担当する6つの作業グループの設立も決定された⁽²⁴⁾。このうちの「ボスニア」作業グループはボスニアにおける停戦と憲政的解決の促進が任務とされ、ボスニア問題を処理する中心的委員会となる。しかし、ボスニア問題については、「ボスニアに関する声明」では停戦と人権の尊重、ボスニアの既存国境の尊重等一般原則への言及に留まり、問題を解決するための具体的和平案はこの会議では提示されなかった。

したがって、ロンドン会議の意義は、以下のよう指摘することができよう。即ち、第1に、高級運営委員会と6つの作業グループの設立決定が象徴するように、会議はボスニア問題も含めて、ユーゴ問題を解決するための事務的組織が設立された、いわば、問題を解決するためのハード面での環境整備を行った。第2に、既に述べたように、ユーゴ和平会議の開催は元々ECの理事会で決定され、ECによる域内和平調停活動の一環として行われていた。しかし、ロンドン会議がECと国連の共同主催で行われたということは、和平会議のイニシアティブがECから国連へ微妙にシフトしたことを意味するものである。

ロンドン会議後、和平会議は9月3日から早速活動を開始し、11月に新しい和平案をまとめた。これは両議長の名に因んで通常「ヴァンス=オーエン案(the Vance-Owen plan)」と呼ばれている⁽²⁵⁾。これを叩き台として、両共同議長の下で、1993年1月の初め頃から同年の5月までに具体的な和平交渉が行われた。この交渉は最終的に失敗に終わったが、ボスニア問題に対する両議長の考え方は、自決権と領土保全の関係を考えるにあたってやはり注目に値すると思われる。

以下、ヴァンス=オーエン案の内容を簡単にみよう。

まず、ボスニアに対する現状認識であるが、これについて両議長は次のように述べている⁽²⁶⁾。即ち、同国内にムスリムとクロアチア及びセルビア人の三大勢力が存在し、国家の将来像について三者間に大きな隔りがある。ムスリム人はボスニ

アを1つの集権的統一国家にすべきだと主張しているが、セルビア人は同国を民族に基づく3つの独立国家へ分離させ、それぞれに国際的法人格を認めさせ、この3つの国家から更に1つの緩やかな連合 (loose confederation) を形成すべきだと要求している。クロアチア人の要求はこれら2者の中にある。

こうした現状分析に基づき、両議長はボスニアの将来像について以下の意見を表明した⁽²⁷⁾。即ち、同国に異なる民族が混在しているため、民族又は信仰に基づく3つの独立した領域国家を創設するのはあまり考えられない。他方、1つの集権的国家という主張もクロアチア人とセルビア人に絶対受け入れられないので、その実現可能性も期待できない。このような、同一地域で異なる人種が混在する場合には、1つの分権的国家 (a decentralized State) の樹立が唯一の実現可能で安定的な解決方法である。

両共同議長はこうした考えを彼らが起草した憲政構造提案 (proposed constitutional structure for Bosnia and Herzegovina) の中で次のように具体化している⁽²⁸⁾。ボスニアを1つの分権的国家とし (第I項A)、ムスリム人、セルビア人、クロアチア人を同国における三大民族的、宗教的「エスニック・グループ」としての存在を認める (同項C)。更に、民族、地理、歴史、経済的生存の可能性等を考慮して、ボスニアを7から10までの自治州に分ける (同項B)。各州は国際的法人格を有せず、中央政府の許可がある場合を除いて、外国と公式の関係を持つことができない (第II項D)。

上記のような内容を持つヴァンス=オーエン案は、前出したキャリントン=クティリエロ案と比較して、次のようにその特徴を指摘することができる。即ち、ボスニアをめぐる「領土保全」と「分離・自決」の対立という根本問題に対して、共同議長は「1つの分権的国家」という、「緩やかな一国家」の形で、基本的に「領土保全」の方を選択した。こうした基本的スタンスはキャリントン=クティリエロ案と同様であった。また、セルビア人をムスリム人、クロアチア人と並んで、

ボスニアにおける3つの主要な民族的存在 (「エスニック・グループ」) として認めたこともキャリントン=クティリエロ案に共通するところであった。このような考えは1993年5月までに一連の和平交渉において基本的には維持されていたのである⁽²⁹⁾。

しかし、ヴァンス=オーエン案は以下の2点でキャリントン=クティリエロ案とは異なっている。第1に、確かに、ヴァンス=オーエン案はキャリントン=クティリエロ案同様、ボスニアにおける三大民族の存在を認めている。しかし、それは事実ないし現象として認めたものであって、キャリントン=クティリエロ案のように3つの「民族に基づく権力体系」の樹立を認めたのではない。第2に、したがって、民族を基礎にした三「構成単位」から一国家を形成するのに対して、ヴァンス=オーエン案は、7から10までの自治州から1国家の樹立を提案している。このように、国家形成のプロセスとして、前者はより「民族共同体」的な側面を重視したのに対して、後者はより「地域共同体」的な側面に重きを置いた。

共同議長の粘り強い努力によって、1993年5月2日にセルビア人勢力が一旦和平案へ署名し、和平交渉は成功したかのように見えた。しかし、5日に同勢力が組織する議会は反対の議決を行い、次いで15、6日に同勢力が支配する地域でセルビア人の住民投票が行われ、いずれの場合も和平案に対する反対が多数となったため、5ヶ月続く和平交渉は最終的に失敗に終わった⁽³⁰⁾。

第3節 オーエン=シュトルテンベルク案

ヴァンス=オーエン案が挫折した後、和平会議議長の1人であるヴァンスは辞任し、後任にノルウェーの前外相であるシュトルテンベルク (Thorvald Stoltenberg) が就任した。1993年6月15、6日に、ボスニア、クロアチア、新ユーゴのモンテネグロ共和国、セルビア共和国大統領は共同議長の要請に応じてジュネーブに集まり、和平交渉の新しいラウンドが始まった。

この会議で、クロアチアと新ユーゴのセルビア共和国から提案された、ボスニアを1つの国家連

合とし、同国のムスリム人に帰属する領土はボスニア全体の30パーセントを下回らない等が当事者間で合意された⁽³¹⁾。

6月中旬のこの合意に基づき、作られた新しい和平案は、ボスニアの国家構造について次のように規定している⁽³²⁾。

即ち、「ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国連合(Union of Republics of Bosnia and Herzegovina)」は、3つの主要な構成民族(constituent peoples)を主体とする三共和国によって構成され、共和国連合は引き続き国連の加盟国であり、また、今後も一国家として国連システムの各機構、EC及び他の国際組織に加盟することができる(「I」第1条、「IV」第1条(a))。そして、各共和国も、共和国連合及び他の共和国の利益に反しない限り、国際組織へ加盟することができる(「IV」第1条(b))。

各共和国の領土配分について、ムスリム系住民を主体とする共和国は共和国連合全体の30パーセント以下になってはならないと定めているが、クロアチア人とセルビア人については特に触れていない⁽³³⁾。

この新しい和平案はこれまでのキャリントン=クティリエロ案、ヴァンス=オーエン案と比較すると、又、独自の特徴を持っている。前2案と共通するものは、やはりボスニアにおける3つの主要な民族の存在を認めていることであろう。しかし、前2案とも基本的なスタンスとしては、ボスニアを1つの国家と考えている。これに対して、オーエン=シュトルテンベルク案は国連等の国際組織におけるボスニアの加盟資格を引き続き認める等、一国家としての地位を認めながら、同時に、これまで国際的法人格が認められないセルビア人、クロアチア人、ムスリム人三勢力を、三大民族的「構成単位」から国際組織への加盟も可能である「共和国」へ昇格させる等、和平会議のこれまでの発想からは大きく離れるものとなっている。これまでのキャリントン=クティリエロ案、ヴァンス=オーエン案が基本的には「領土保全」に立つものだったとすれば、オーエン=シュトルテンベルク案は、実質的には「分割・分離」

の方向へ方針転換をしたといっても過言ではない。それだけに、両共同議長はこのような考えがボスニアの分離の第一歩だと危惧して、この考えが最初現れた時に強く反対していたのである⁽³⁴⁾。

この新しい和平案は1993年8月20日に両共同議長から紛争の三当事者に再度示されたが、8月31日にムスリム側の反対で結局再び失敗に終わった。しかし、注目したいのは、ムスリム側がこの和平案を拒否した主な理由はボスニアをめぐる上記のような基本的政治構造の問題でもなければ、領土配分の比率の問題でもなく、むしろ、ドリナ(Drina)川沿いの地域とビハチ(Bihac)東部がムスリム人の支配下に置かれていないこと、アドリア海への出口が充分確保できていないこと等が挙げられている。即ち、和平合意が達成できないのは、三勢力間に繰返される領土獲得ゲームにおける各自の持分の「質」に不満があるからである⁽³⁵⁾。

その後も和平交渉が続けられたが、一連の会議でムスリム人とクロアチア人への領土配分の最低限は、それぞれ33.3パーセントと17.5パーセントであることを確認しただけで、1994年2月までに決定的な進展が見られなかった⁽³⁶⁾。

第4節 デイトン合意

I. クロアチア人とムスリム人の「連邦」樹立

1994年の春に和平交渉に影響する新しい要素が生まれた。

まず、3月1日に、ボスニアのクロアチア人とムスリム人勢力は、米国の斡旋の下でワシントンにおいて、両者間で「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦(The Federation of Bosnia and Herzegovina)」(以下「連邦」と略す)を樹立するための枠組協定(Framework Agreement)、そして、「連邦」とクロアチアとの間に国家連合(Confederation)を形成するための仮協定(Preliminary Agreement)の大枠等に合意した⁽³⁷⁾。さらに、この時、連邦及び国家連合を形成するための高級暫定委員会(A High-level Transitional Committee)の発足、同3月4日にジュネーブで同委員

会の業務開始、3月15日に新連邦憲法及び国家連合に関する仮協定の締結をも決定したのである⁽³⁸⁾。

枠組協定の中で、ムスリム人とクロアチア人は、これまでの両勢力が支配する地域を「連邦」として樹立し、セルビア人勢力が支配する地域の憲政的地位については、和平交渉過程の中で最終的に決定すると定めている(「I」)。連邦中央政府は外交、新連邦内における統一した軍隊の設置、指揮、統一した国境防衛等に対して排他的責任を持つ(「II」,「IV」)。

この新連邦樹立の動きに続いて、3月18日に新連邦とクロアチアとの国家連合に関する仮協定が締結された⁽³⁹⁾。仮協定において、国家連合の形成が双方の国際的アイデンティティ及び法人格を変更するものではなく(第2条)、双方が、防衛政策の協調及びいずれ一方に対する戦争又は差し迫った危険に対処するため、合同司令部の成立を含む防衛取決めをなるべく早い時期に締結すると書かれている(第5条)。しかし、この仮協定が締結された後、「連邦」とクロアチアとの国家連合の形成に関して具体的な進展は特に見られなかった。

これらの動き、特にムスリム人勢力とクロアチア人勢力による「連邦」の形成は、政治的にはセルビア人勢力との交渉において両者がより有利な立場に立つためと理解できようが、法的には、大きな問題が含まれている。即ち、ボスニア問題の最大の難問は、「1つのボスニア」としての「領土保全」を維持するのか、それとも、セルビア人、クロアチア人の自決要求を認め、同国を分割するかという、正にボスニアの国家の在り方をめぐる対立として展開してきたのである。その中で、ムスリム人を主体とするボスニア政府は一貫して一国家の存続に固執してきた。そのような立場をとってきた側が自ら樹立した新連邦が、1992年5月に国連に加盟したばかりのボスニアとどのような関係になるのかは、やはり大きな問題が提起されたように思われる。

このように、「連邦」が樹立され、従来の「三国志」図式が消え、セルビア人勢力の「追込」環

境ができたことを基礎に、1994年5月13日に、EU、ロシア、米国、フランス、ドイツ、英国がジュネーブで外相会議を開き、新たな和平交渉を模索し始めた。この会議で、ボスニアを「連邦」とセルビア人勢力が支配する地域からなる1つの単一連合(a single union)として形成すること、「連邦」側とセルビア人側の領土支配を51パーセント対49パーセントにすること、そして、これらを今後の和平合意を達成するための基礎にすること等が確認され、ボスニアの各紛争当事者に対しては、上記の5大国で構成されるコンタクト・グループ(Contact Group)の下で新しい交渉を開始するよう要請した⁽⁴⁰⁾。

その後の5月25日に、コンタクト・グループは紛争各当事者側との交渉に入り、7月6日に各当事者に「マップ・プラン」を提示した⁽⁴¹⁾。しかし、7月末に自らに配分される領土の「質」が不満との理由で、コンタクト・グループ案はセルビア勢力側から拒否され⁽⁴²⁾、和平交渉は再度失敗に終わった。

コンタクト・グループによる和平交渉は、失敗したという意味ではこれまでの和平交渉と変わらないが、次の3点をこの交渉の特徴として指摘することができる。第1に、これまで、交渉過程の推進者は国連と西欧のバックアップを受けた和平会議がイニシアティブを取っていたが、ここに至って、交渉のイニシアティブが米国をはじめとする、より大国の手に渡されることとなった。第2に、コンタクト・グループの交渉も、51対49、つまり、ヴァンス=オーエン案が挫折した1993年5月以降の交渉でできたコンセンサスを尊重していることであった。第3に、オーエン=シュトルテンベルク案の時のように、各々の支配下に入る領土の「質」に不満があることが和平合意ができない主な理由となっている。

II. デイトン合意

コンタクト・グループの和平調停活動の失敗によって、ユーゴ和平交渉は長期間に渡って停滞した状態に陥った。その間、米国はNATO等を通じてセルビア人勢力への空爆等を行い、いわば力

で同勢力を和平交渉のテーブルに戻した⁽⁴³⁾。1995年8月末に米国のイニシアティブの下で和平交渉が再開され、1995年11月21日に米国オハイオ州のデイトン (Dayton) で「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ平和のための一般枠組協定 (General Framework Agreement for Peace in Bosnia and Herzegovina)」(以下 GFA と略す) として、ようやく合意ができ、12月14日にパリで署名された。これは1992年3月のキャリントン=クティリエロ案以来、44ヶ月が経って、はじめての実質的な進展であった。GFAの署名当事国には、ボスニア、クロアチア、新ユーゴ、そして、同問題に積極的に関わってきた米、仏、英、露、独のコンタクト・グループ及びEUの名前が列なっている。

この協定の発効に伴って、国連平和維持軍がボスニアから撤退し、代わりに、NATOと非NATO諸国から構成される「多国籍実施部隊 (multinational military Implementation Force)」(以下「IFOR」と略す) は約1年間進駐することになった。IFORは国連憲章第7章の下で設立され、司令官はIFORの保護と任務履行のため、いかなる当事者の妨害又は許可もなく、司令官の必要かつ適切な判断で、武力の行使を含むあらゆる権限を行使することができる⁽⁴⁴⁾。そして、これを受け入れることは、ボスニア各当事者の義務の1つともなっている⁽⁴⁵⁾。これらのことは、本稿の問題関心から離れるので、これ以上深入りはしないが、GFAの調印は、単なるユーゴ和平交渉の記念碑というだけでなく、ボスニア問題全般への関与がこれまでの国連体制からより軍事色彩の強いNATO体制へ替っていったことを象徴していたのは又確かであろう。

では、GFAはボスニアの政治構造をどう規定しているのか。

ボスニアは今後も国際法上の一国家として存続し、引き続き国連及び他の国際組織の加盟国としての地位を保持する。国内に住むムスリム人、クロアチア人、セルビア人を同国の主要な「構成民族 (constituent peoples)」として認める。同国が「連邦」と「セルビア人共和国」の2つの

「エンティティ (Entity)」から構成される⁽⁴⁶⁾。

一主権国家としてのボスニアは以下の権限を有する。即ち、外交・国際貿易政策の制定、関税・通貨及びボスニアの国際的義務に関わる財政制度、入国・移民政策、国際的又は「エンティティ」間の犯罪防止協力、公共的又は国際的通信施設の設置と運営、エンティティ間の運輸制度・航空管理等である。これに対して、各エンティティは以下の責任を持つ。即ち、ボスニアの主権及び領土保全と合致することを前提として、隣国との特別な関係を持つことが可能である。更に、ボスニア議会の同意の上で他国又は国際組織と協定を結ぶこともできる。国際法の一般原則はボスニアだけではなく、エンティティの「国内法」の一部となることも有り得る。ボスニア政府が誠実に国際義務を履行できるように、各エンティティは政府にあらゆる必要な援助を与えなければならない。ボスニア議会と最高幹部会の事前同意が無い場合の各エンティティの国際的義務についてはそのエンティティが責任を負う⁽⁴⁷⁾。

更に、両エンティティ間の境界線についても、「両エンティティ間の境界線と関連問題に関する協定」で詳細に規定している。それによると、「協定」が発効する次第、両者の間で境界確定の作業を行うための合同委員会を設立する。両エンティティはこの委員会を通して行われる境界画定の取決めを尊重する。IFORが駐留している期間中、IFORと協議し、その同意がある場合、境界線の変更は可能である。和平合意の時点です争いのある地域について、仲裁で解決する。第三の仲裁裁判官は決まらない場合は国際司法裁判所の裁判長を指名する。仲裁手続として、当事者間に別段の合意がなければ、国連国際取引法委員会 (UNCITRAL) の諸規則に従う⁽⁴⁸⁾。

エンティティ間の往来については、衝突を回避するため、エンティティの行政政府とボスニア最高幹部会の同意がなければ、各エンティティの部隊は相手の領域への進入が禁止されている。しかし、民生分野においては、両エンティティ間の物、人の自由な移動が保障されるべきであり、いずれの側もエンティティ間の境界線でチェック体

制を作ってはならない⁽⁴⁹⁾として、軍事面での接触回避に対して、民生面では交流の深まりを奨励している。

更に、下記のように、同国の複雑な民族構成に配慮し、GFA は幹部会と議会をはじめ、ボスニアの国家組織の多くについて、民族的配慮の見られる規定が設けられている。

幹部会の構成：幹部会は3名で構成され、それぞれ「連邦」のムスリム人、クロアチア人、そして、セルビア人を主体とするセルビア人共和国から1名ずつ選出される。幹部会はボスニアの外交、経済、防衛等国家全体に関わる諸政策の決定を行う権限を持ち、具体的には常設委員会（軍事・防衛）と内閣（軍事防衛以外の分野）の手で行われる⁽⁵⁰⁾。

議会：「民族院」と「下院」の二院制で構成される。前者の総数を15名とし、うち3分の2は「連邦」から選出され（ムスリム人とクロアチア人からそれぞれ5名が選出される）、3分の1はセルビア人共和国から選出される。会議を開催する時の定足数は9名で、その場合も三勢力にそれぞれ3名がいなければならない。他方、「下院」は総数42名で構成されるが、やはりそのうち3分の2は「連邦」から、残りの3分の1はセルビア人共和国から選出されなければならない⁽⁵¹⁾。

憲法裁判所：9名の裁判官で構成されるが、うちの4名は「連邦」から、2名はセルビア人共和国から選ばれる。後の3名は幹部会と協議した上でヨーロッパ人権裁判所から選ばれる。但し、この3名はボスニア又はいかなる隣国の国籍も持たないことが必要条件となっている。憲法裁判所はエンティティ間又はボスニアとエンティティ間の紛争に対して排他的管轄権を有する⁽⁵²⁾。

大使と閣僚のポスト配分：いずれの場合も、「連邦」の占める数は全体の3分の2を超えてはならない。閣僚も「連邦」地域から3分の2を超えてはならない⁽⁵³⁾。

ボスニア中央銀行：最初の役員会は、幹部会と協議した後、IMF から任命される理事長と幹部

会から任命される3名の役員で構成される。3名の役員は「連邦」からの2名（ムスリム人とクロアチア人が各1名）とセルビア人共和国からの1名で構成される。理事長はボスニア又はいかなる隣国の国籍も持ってはならない。ボスニアの予算に対して、「連邦」とセルビア人共和国がそれぞれ3分の2と3分の1を負担する⁽⁵⁴⁾。

人権裁判所：14名の裁判官で構成される。このうち、「連邦」側が4名、セルビア人共和国側が2名、他はヨーロッパ閣僚理事会から任命する。人権裁判所長官もヨーロッパ閣僚理事会から、ボスニアとその隣国の国籍を有しない人を任命する。最低7名で開廷は可能であるが、その場合、「連邦」側が2名、セルビア人共和国側が1名、ヨーロッパ側が4名の裁判官が必要である⁽⁵⁵⁾。

難民及び避難民委員会：9名の委員で構成され、うち、「連邦」側が4名、セルビア人共和国側が2名、ヨーロッパ人権裁判所長官から3名を任命し、かつ、委員長を担当する⁽⁵⁶⁾。

国家記念物保護委員会：5名の委員で構成され、うち、「連邦」側が2名、セルビア人共和国側が1名、UNESCOからは2名、かつ、委員長を担当する⁽⁵⁷⁾。

ボスニア公団委員会：5名の委員で構成され、うち、「連邦」側が2名、セルビア人共和国側が1名、残りはヨーロッパ復興開発銀行総裁から任命され、かつ委員長を兼ねる⁽⁵⁸⁾。

以上、やや詳細にGFAの内容を見てきたが、そこからGFAの特徴について幾つか指摘することができる。

第1に、ボスニアを一国家として認めたことはこれまでの和平交渉と基本的には同じである。又、ムスリム人、クロアチア人、セルビア人については、ボスニアにおける主要な構成民族であると認めた点も、これまでのキャリントン=クティリエロ案、ヴァンス=オーエン案と同じであろう。

第2に、しかし、GFAは初めて「連邦」とセルビア人を2つの「エンティティ」として認め

た。即ち、セルビア人にクロアチア人とムスリム人が構成する「連邦」と平等の地位を与えている。

第3に、上記の紹介で分かるように、最高幹部会、議会等同国の基本的政治機構をはじめ、憲法裁判所、人権裁判所、外交使節、閣僚、中央銀行、難民及び避難民委員会、国家記念物保護委員会、ボスニア公団委員会等、同国の多くの構成について、徹底した民族間の衡平の原則を貫いている。更に、中央銀行、人権裁判所のように、多くの機構は、EU、IMF、UNESCO等を通して、国際的コミットメントが強く反映されている。即ち、徹底した民族間の「平等」とそれを保障するための強力な国際的関与が一大特色となっている。

このように、幾度も失敗の末に現れた Dayton 合意は、領域的には 49 対 51 という比率で象徴するように、セルビア人側の領土支配を現実的に容認し、人種的にも上で紹介したように、多くの国家機構の中で民族間の衡平を反映させる、という両面でセルビア人側に配慮することによって、形式的にはセルビア勢力を「一国家」としてではなく、あくまで「エンティティ」に留め、ボスニアを一国家として維持させた、いわば、ボスニアに名を、セルビア人勢力側に実を与えたものといえよう。

おわり

以上、ボスニア問題に関する 1991 年秋から 1995 年末までの和平交渉過程を一通りみてきた。Dayton 合意を含めて、いずれの和平案も、和平会議等外交交渉の場で提示されたものであり、その意味では、優れて国際政治における妥協的産物という側面を当然有している。これらのことを十分に念頭に置き、この交渉の全過程を通して次の幾つかのことを指摘することができる。

第1に、4年以上もかかった和平交渉のドラマの立役者は何度も交替した。既に紹介したように、和平交渉の初期のイニシアティブは EC が取っていたが、紛争の悪化に伴い、1992 年 8 月

のロンドン会議を境目に国連と EC の双方へ渡った。しかし、1994 年 5 月ついにコンタクト・グループと呼ばれる諸大国の手に渡されることになり、和平交渉は国際組織の手から大国の手へと移された。この大国イニシアティブは 1995 年 8 月以降にその極端な形を呈し、「米国イニシアティブ」へ変っていた。和平合意は最終的にはこうした「米国イニシアティブ」の下で実現されたものである。

第2に、このような、紆余曲折を経てきた和平交渉の最大の難問は、繰返すまでもなくやはりボスニアをめぐる「領土保全」と「自決」要求との対立を如何に解決するかということである。和平交渉全体のスタンスは「一国家」という前提で、如何に分離側の要求を配慮、ないし取り込むかだったといえる。その模索は、次のような3つの側面で行われていた：(1)中央と地方という文脈の中で、一定の形で分離側を位置付ける。ボスニア和平交渉において、紛争三当事者を一国内の三「構成単位」、一国家連合内の三「共和国」、一国内の二「エンティティ」等二転三転し、この作業の困難さの一端を窺わせた。(2)集団としての分離側の意思を一定の形で汲み取る。これについて、「民族共同体」的なものと「地域共同体」的なものの両方があったが、Dayton 合意は内容からいえば、前者を選択したのである。言い換えると、「地域」に基づく「住民」ではなく「民族」に基づく「地域」の意思を尊重する形で合意が生まれたのである。(3)一定の形で分離側に具体的な権利保障を与える。Dayton 合意は、紛争当事者に多くの「自治」の権利を与え、権利の実現に於いては国際的にコミットすることが1つの特徴となっている。

Dayton 合意から既に1年以上も経つ。この間、国際社会が監視する選挙も行われ、現在のところ、ボスニアは一応小康状態を保っている。しかし、IFORのような、外部の強い軍事力が介在する現段階において、和平会議、とりわけ、Dayton 合意の成否を評価するのは未だ早いように思われる。この合意を「ボスニア悲劇」の幕降ろしだと祈りつつ、非植民地化後の自決権行使の形

態、とりわけ、自治と自決権との関係について今後の課題にしたいと思う次第である。

注

- (1) 本稿はボスニア・ヘルツェゴヴィナ (Bosnia and Herzegovina) を「ボスニア」と略する。
- (2) 古川照美「国際社会と紛争」、村瀬信也・奥脇直也・古川照美・田中忠『現代国際法の指標』、有斐閣、1994年、165-166頁。
- (3) 最上敏樹「国連の模索——第3世代の正当性に向けて——」、世界1992年12月臨時増刊号、304-306頁；同「民族紛争の中の国連」、軍縮問題資料1993年4月号、8-15頁；同「拮抗する逆ユートピア——『新世界無秩序』をどうみるか——」、世界1993年9月号、130-142頁。
- (4) 特に下記のを参照されたい。千田善『ユーゴ紛争』、講談社、1993年；中村義博『ユーゴの民族対立』、サイマル出版会、1994年；ミーシャ・グレニー（井上健他訳）『ユーゴスラビアの崩壊』、白水社、1994年；津守滋『バルカンを行く蛇は』、サイマル出版会、1995年；柴宜弘『ユーゴスラヴィア現代史』、岩波書店、1996年。
- (5) 旧ソ連における民族問題の展開の詳細については、さしあたり、下記のを参照されたい。山口昌之『分裂するソ連——なぜ民族の反乱が起こったか——』、日本放送出版協会、1990年；伊藤哲雄「バルト三国の自決——過去の併合と連邦・共和国制度をめぐる諸問題——」、国際法外交雑誌第91巻1号、1992年、1-40頁。
- (6) See, Senzana Trifunovska ed., *Yugoslavia through Documents* (hereafter cited as *Documents*): *From its Creation to its Dissolution*, Martinus Nijhoff, 1994, pp.286-290, 299-301.
- (7) ガイドライン宣言の原文については、UN Doc., S/23293, Annex ii, 17 Dec. 1991 参照。自決権の観点からこれを検討したものとて、拙稿「自決権と領土保全原則の関係——『ユーゴ問題』を素材として(1)」、名古屋大学法政論集第153号、1994年、1-35頁参照。
- (8) See, *Documents*, p.158.
- (9) ミーシャ・グレニー『前掲書』、198-255頁。
- (10) *International Legal Materials* (Hereafter cited as *ILM.*), Vol., XXXI No.6, 1992, pp.1501-1503. なお、同委員会の「意見I」から「意見X」までの検討については、前掲「拙稿」22-29頁参照。
- (11) ミーシャ・グレニー『前掲書』、233-234頁。
- (12) 加藤雅彦『バルカン——ユーゴ悲劇の深層——』日本経済新聞社、1993年、258頁。
- (13) UN Doc., S/23703, Annex (EC), 7 April 1992; *Review of International Affairs*, Belgrade Vol. XVIII (1.V 1992), p.26 (USA).
- (14) UN Doc., A/46/921-S/23971, Annex, 8 May 1992.
- (15) UN Doc., S/Res. 755, 20 May 1992.
- (16) UN Doc., A/PV. 86, 29 May 1992.
- (17) ボスニアにいるセルビア系住民の独立の詳細については、ミーシャ・グレニー『前掲書』、198-255頁；加藤『前掲書』、231-264頁参照。
- (18) “Statement on Yugoslavia”, 8 May 1991, See, *Documents*, p.285.
- (19) See. “Declaration on Situation in Yugoslavia”, UN Doc., S/22775, Annex ii, 5 July 1991; See also, UN Doc., S/22898 Annex, 6 Aug. 1991; S/22902 Annex, 7 Aug. 1991; S/22975, 23 Aug. 1991; S/23010, 4 Sep. 1991; S/23155, 21 Oct. 1991.
- (20) See, UN Doc., S/22991, Annex, 27 Aug. 1991; S/23010, Annex, 4 Sep. 1991.
- (21) *Review of International Affairs*, Vol. XLIII (1.III.1992), pp.14-15.
- (22) *Ibid.*, Vol. XLIII(1.IV.1992), pp.15-16. この3月18日の「声明」に31日に行われた第16回目の会談で人権に関する部分も追加されたが、「声明」全体はその後の内戦によって打破された。
- (23) 柴宜弘「ボスニア内戦と国際社会の対応——ユーゴスラヴィア解体から和平調印まで——」国際問題1996年5月号、10頁。
- (24) ロンドン会議の合意文書については、*ILM.*, Vol. XXXI, No.6, 1992, pp.1531-1548 参照。
- (25) See, UN Doc., S/24795, 11 Nov. 1992.
- (26) *Ibid.*, p.13.
- (27) *Ibid.*, pp.13-14.
- (28) *Ibid.*, Annex vii, pp.45-53.
- (29) See, UN Doc., S/25403, annex I, 12 March 1993; S/25479, annex II, 26 March 1993.
- (30) UN Doc., S/26066, 5 May 1993, p.2.
- (31) UN Doc., S/26066, 8 July 1993, p.2; S/26233, 3 Aug. 1993, p.8. S/26260, 9 Aug. 1993, pp.2-4.
- (32) UN Doc., S/26337/Add. I, Appendix I, 23 August 1993, pp.5-11.
- (33) *Ibid.*, Annex A, Part I, p.12.
- (34) UN Doc., S/26260, 9 Aug. 1993, p.3.
- (35) UN Doc., S/26395, 1 Sep. 1993.
- (36) UN Doc., S/26922; S/1994/64; S/1994/173.
- (37) UN Doc., S/1994/255, pp.3-12.
- (38) *Ibid.*, p.2.
- (39) 仮協定の内容については、*ILM.*, Vol., XXXIII, No.3, May 1994, pp.605-618 参照。
- (40) UN Doc., S/1994/579, Annex, 16 May 1994.
- (41) UN Doc., S/1994/811, p.16, 8 July 1994.
- (42) UN Doc., S/1994/1074, Annex pp.2-3, 19 Sep. 1994.
- (43) 柴「前掲論文」、12頁。

- (44) General Framework Agreement for Peace in Bosnia and Herzegovina (hereafter cited as GFA), Annex 1-A, *ILM.*, Vol., XXXV, No.1, Jan. 1996, p.97.
- (45) *Ibid.*, p.92.
- (46) GFA., Annex 4, *Ibid.*, p.118.
- (47) *Ibid.*, p.120.
- (48) GFA., Annex 2, *ibid.*, p.90; pp.112-113.
- (49) GFA., Annex 4, *ibid.*, p.118.
- (50) *Ibid.*, pp.122-123.
- (51) *Ibid.*, pp.121-122.
- (52) *Ibid.*, pp.123-124.
- (53) GFA., Annex 4, Art.4-5, *ibid.*, pp.121-123.
- (54) GFA., Annex 4, Art.7-8, *ibid.*, pp.124-125.
- (55) GFA., Annex 6, Art.7, 10, *ibid.*, pp.133-134.
- (56) GFA., Annex 7, Art.9, *ibid.*, p.139.
- (57) GFA., Annex 8, Art.2, *ibid.*, p.142.
- (58) GFA., Annex 9, Art.1, *ibid.*, p.145.